

刑事手続と結びついた更生支援の動向と課題

後藤 昭

1 特集の背景とねらい

最近数年の刑事手続運用に関する新しい動向として「入口支援」という考え方とそれに基づく実践がある。その重要なきっかけは、2009年厚生労働省による「地域生活定着支援事業」（後に地域生活定着促進事業）の開始であった。この事業は、高齢あるいは障害のために福祉的支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等につなげるための施策として全国に地域生活定着支援センターを設置した。このような刑務所から出た人々に対する支援は、「出口支援」と呼ばれた。政府の犯罪対策閣僚会議が再犯防止を重要な政策目標として強調するようになったことが、この施策の背景にある。

この出口支援策などが契機となって、刑事司法のもっと早い段階での福祉的な対応への関心が高まった。すなわち、そもそも矯正施設に入れるよりも社会内での福祉的な対応がふさわしい高齢者や知的障害者などが、現状では刑務所に入れられているという問題意識が顕著になった。このような人々に対する適切な支援によって社会の中での居場所を作ることができれば、起訴猶予あるいは執行猶予という処分によって、より合理的な対応ができるという発想が生まれ、それが「入口支援」と呼ばれるようになった。検察庁にも外部組織との連携や社会福祉士の採用などによって、起訴猶予ができる条件作りをする活動がある。刑事弁護人の間にも、被疑者・被告人を福祉的あるい

は治療的支援につなげることによって起訴猶予や執行猶予を目指すという意識的な弁護活動が広がっている¹⁾。

このような入口支援は、犯罪に関わった人々の更生を支援する更生支援の一種である。それは高齢や知的障害などの困難を抱える被疑者、被告人に支援を提供することによって、彼らの居場所を用意し、刑事施設への収容者を減らしながら、再犯のおそれを減らすという意味で合理的な効果が期待できる。

刑事司法に携わる法律家たちは、訴追裁量や量刑の実務的な相場に従って事件処理をしても、それが問題の本質的な解決に結びつかないことが多いというもどかしさを感じているであろう。犯罪事件に関わったことをきっかけにして、被疑者・被告人が抱える困難に対して適切な対応ができるのであれば、本人にとっても社会にとっても利益となるはずである。

他方で、入口支援としての更生支援は、従来の刑事司法あるいは福祉の枠の中に入りきれない性格をもつ。伝統的な刑事司法は、基本的に罪刑法定主義と適正手続主義のような原則に従って、被疑者・被告人に対する権利制約の正当化の根拠の有無とその限界を見定めようとする過程である。それに対して、福祉は本人の選択を前提とする援助であって、強制にはなじまない。福祉の本来の目的は、犯罪防止のような社会全体の利益ではなく、本人の利益である。そのため、それらを組み合わせようとする入り口支援は、いくつかの重要な問題を内包している。

第一に、被疑者の運命をもっぱら検察官の裁量による事件処理に委ねながら、更生支援を事件処理に取り込むことによって、訴追裁量の幅とそれに伴う検察官の権限がさらに大きくなるのが適切かどうかという問題がある。このような問題意識からは、対案として、裁判所が主導権をもつ更生支援によるダイバージョンの可能性が検討課題となる。

第二に、更生支援と起訴猶予とが結びついたとき、被疑者が一定の支援を受け入れることが実質的には起訴猶予の条件となることによって、強制の要素が入りこむのではないか、それは福祉的支援の本質と矛盾するのではないか、という問題がある。

第三に、再犯防止という刑事政策の目標と、依頼者の利益を追求すべき弁護人の役割とが調和するかどうかという問題がある。同じように、福祉を担う人々の役割と再犯防止という目標とが調和するかどうかという問題もありうる。

第四に、刑事手続と福祉的支援の連携をどのように確保するか、という課題がある。

本特集では、刑事手続の過程での入口支援を中心とする更生支援の現状を確認するとともに、上に挙げたような問題点について、議論を深めたい。

2 特集の構成

まず、太田論文は、起訴猶予に再犯防止措置を組み合わせることに積極的な立場からその意義を述べ、さらに条件付き起訴猶予制度の立法を提案する²⁾。それに対して、葛野論文は起訴猶予に再犯防止措置を組み合わせることに警戒的な立場から、問題点を指摘する。その観点は、日本の刑事司法がこれまで以上に検察官中心の司法へと向かうことに対する懐疑という、従来の刑事訴訟法学の中でむしろ主流を成してきた考え方につながっている。和田論文は、検察庁のなかでの最近の入り口支援に関わる活動を報告する。そこには近時の検察庁の刑事政策への非常に積極的な関与の姿

勢が見える³⁾。

2016年5月22日の日本刑法学会大会では、「起訴猶予と再犯防止措置」を主題とするワークショップを行った。以上の3人の執筆者は、その場での発表者でもあった。

検察官に更生支援の中心的な役割を任せないとなれば、裁判所が関与する更生支援が考えられる。しかし、日本の裁判所は、少年司法を除けば、これまで支援への関与に消極的であった。福島論文は、アメリカ合衆国におけるドラッグ・コート⁴⁾の経験なども参照しながら、裁判所が主催する更生支援を伴うダイバージョンの可能性を示唆する。日本の弁護士の間でも関心が広がりつつある治療的司法という考え方も、元来は裁判所が関与する更生支援としてみることができるとしている。

浦崎論文は、弁護士兼社会福祉士であり、更生支援を提供する活動をしている著者の経験から、弁護人が事案の構図としてのケース・セオリーを立てる過程を通じて弁護活動と更生支援を結びつける具体的な方法を紹介し提案する。そこから、弁護人が積極的な提案者となる更生支援の姿が見える。

池原論文は、再犯防止を弁護活動の目標とすることを否定し、「刑事司法と医療福祉の相互浸潤」の危険を指摘する。その背後には、福祉の欠落を個人ではなく社会の問題とみる観点がある。

水藤論文は、刑事司法と福祉的支援のこれまでの関係を振り返り、入り口支援の特徴を指摘したうえで、社会福祉の担い手の側からみた課題を指摘するであろう。

困難を抱えた人が犯罪事件に関わったことが、その人にとっての問題を解決するきっかけとなることが望ましいという期待は、多くの人々が共有するであろう。刑事司法と福祉、それぞれの原則を損なうことなく、矛盾を避けながらそれを実現する方法への手がかりを読者がこの特集から読み取っていただければ幸いである。

(ごとう・あきら 青山学院大学教授)

2) 2016年12月の『『若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会』取りまとめ報告書』<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100055.html>も、起訴猶予に伴う再犯防止措置を提案している。

3) 2011年に最高検察庁が策定した「検察の理念」も更生など刑事政策の目的に寄与することを検察官に求めている。

4) 指宿信「治療的司法とは何か」季刊刑事弁護87号(2016年)58頁。

1) 季刊刑事弁護85号(2016年)特集「司法と福祉との連携」等参照。